

3月議会に係る記者会見会議録

平成31年2月19日（火）午後3時～
市役所4階 406会議室

1. 市長からの発表

本日、平成31年第1回伊賀市議会定例会の招集告示をいたしました。

朝から、議会運営委員会を開催いただき、2月26日に開会し、3月22日までの25日間の会期で開催されることになりました。

今回の議会には、平成31年度当初予算案をはじめ、平成30年度補正予算、条例関係等、計47議案を提出します。

当初予算では、一般会計はじめ特別会計など、計12の会計で、総額8百16億9千8百23万3千円の予算案を提出します。

はじめに、予算編成についてです。今年、伊賀市は合併して15周年を迎えます。

伊賀市が将来にわたって活気ある“まち”でありつづけ、次世代にこの“まち”をつなげていくため、市民の皆さんや自治組織、各種団体、企業などの皆さんのご理解とご協力を得ながら、今後もさまざまな課題の解決に取り組むことを目的に、平成31年度の伊賀市予算を「伊賀流“元気・にぎわいづくり”予算」といたしました。

第2次伊賀市総合計画第2次再生計画に掲げる横断的な取り組み「ええやん！伊賀プロジェクト」や「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めつつ、事業を重点化し、速やかに各種事業に取り組むこととしています。

今回の予算では、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、早急に取り組むべき“まったなし”となっている5つの項目「にぎわいの創出」、「災害対策の充実」、「少子高齢化への対応」、「未来を担うこどもの育成」及び「活力あるまちづくりへの次世代育成」について取り組みます。

平成31年度の当初予算の概要は、予算額が前年度比1.5%減の4百46億7千4百46万7千円となり、6億6千60万8千円の減額となっています。これは、本庁舎完成に伴い、建設工事費や移転経費の皆減のほか、汚泥再生処理センター建設工事費の減額などによるものです。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計など6会計を合わせて、前年度比3.1%増の、2百18億8千6百92万6千円となっていますが、食肉センター特別会計の廃止に伴い皆減となる一方、主に、介護保険事業特別会計で要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者増による介護給付費などの増額によるものです。

企業会計では、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の3会計を合わせて、前年度比1.8%増の、1百50億9千6百57万3千円となっています。

また、財産区特別会計では、島ヶ原財産区及び大山田財産区の2会計を合わせて、前年度と、ほぼ同額の、4千26万7千円となっています。

以上、平成31年度の全会計の総額は、前年度比0.3%増の8百16億9千8百23万3千円で、2億7千1百19万9千円の増となっています。

次に、平成30年度の補正予算については、決算見込みによる予算補正を中心に行うほか、次の事業等について予算補正を行っています。

一般会計では、3億9千8百78万9千円の増加補正をします。

まず、国の平成30年度第2次補正予算を活用した「地方創生拠点整備交付金」事業ですが、NIPPONIAモデルの誘致を行うための拠点施設として、栄楽館施設を複合施設として整備するため、栄楽館施設改修工事費など8千5百47万8千円を計上するほか、伊賀市食肉センターの閉鎖に伴い、枝肉保管のための共同利用冷蔵庫を民間事業者が新設するための補助として、伊賀牛振興補助金1億8千9百39万円を計上しています。

このほか、伊賀鉄道活性化促進事業において、国の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」及び「地域公共交通確保維持改善事業」の平成31年度予算の確保が不透明なため、国より補正予算において計上するよう指導があったことから、鉄道施設・車両設備更新工事委託料1億7千5百55万3千円を計上しています。

主な質疑応答

【議案第1号 平成31年度伊賀市一般会計予算（南庁舎整備事業 南庁舎整備実施設計業務委託料）について】

○（当面のまちづくりについて～持続可能な伊賀市づくりに向けて～）タウン

ミーティングで住民の方からの声について

記者：南庁舎の実施設計が今回も出ています。金額は多少違ってはいますが、実施設計業務委託が、9月議会で否決されたときと全く一緒だと思います。市長の見通しはいかがですか。

市長：先日から、タウンミーティングを7か所で行いました。

総括的な印象としては、やはり中心市街地の方が、特に年間19万人の人影が消えてしまったことに対する影響の大きさを訴えられることが多かったように思います。

私共も聞かせていただいている中では、飲食業、駐車場業界の方たちは、大変その煽りを受けていらっしゃると聞いております。

また、周辺地域の方からも、やはり中心市街地と周辺地域との相互補完性において懸念があるというご意見もあり、しっかりとリノベーションを一日も早くして、その賑わいを取り戻し、活力ある街づくりをするようにというご意見を頂戴したと思います。その中で、議会の皆さんにもそうしたことをしっかりと認識をいただいて、これを一刻も早く前に進めるというご理解を賜りたいと思います。中には固定資産税が下がることについて、名張市のように都市振興税を新設するのかがというご心配の声も頂戴しましたが、このようなことはない私共の考えを伝え、ご安心いただいたところであります。

記者：タウンミーティングでは、特に中心市街地の方が、影響の大きさを訴えられている。周辺地域の方も一日も早くリノベーションをしていただきたいという声もいただいている。

市長：ハイトピア伊賀でタウンミーティングをした時には、「反対意見もあることをしっかりと認識してもらいたい。」という方もいらっしゃいましたが、どこへ行っても早くしてくださいというご意見が多かったと私共は理解しております。

記者：ハイトピア伊賀での意見は、私もその場で見ていましたが、大半の意見は、リノベーションに向けて早くしてくださいと認識したということですか。

市長：認識しました。非常に経済的な影響が、徐々に旧中心市街地に浸透してきているのかと心配をしています。

記者：同じ質問ですが、タウンミーティングでまちの人の声はわかりますが、

対議会の議長含めて24人が、何か変わるような材料はありますか。

市長：今、申し上げましたように、そうしたまちの人達の声を真摯に受け止めていただければ、重大なまったなしの場面に来ているということをご理解いただけるかと思います。私共もこれから時間のある限り説明をしていきたいと思います。

他に「どうしても出来なかったら、住民投票してでもしてほしい」というようなお声もいただきました。

記者：住民投票どうですか。

市長：そこまでいかないでしょう。どなたが考えても早くしなければいけないということは間違いないですし、国からのサポートがある間にしっかりとしていかなければいけないと考えております。

記者：9月議会の議決では、賛成が10人、反対が13人であったと思いますが、見通しはどうですか。

市長：簡単ではないと思いますが、何とかしなければいけないと思います。本当に反対をされる中で、しっかりとした対案があり、そのようなことであれば、私共も聞かせていただければと思いますが、おそろくないと思います。我々はもう何年にもわたって精査をし、構築をしてきたプランでありますので。

記者：それは、計画の中身ではなく、議会への理解ということですか。

市長：ご理解を。これはまちの人達のご心配の声を真摯にお聞きいただきたいと思います。

記者：南庁舎についてタウンミーティングを重ねられ、リノベーションという声が住民の中で成熟してきていると市長は認識されているとお考えですか。

市長：はい。もう何年にもわたって折々説明もしてきましたし、広報いが市1月合併号への掲載（南庁舎整備事業の概要）も見ていただいております、何よりも状況が切迫しているということを皆さんがこれまで以上に真摯に受け止めていただいているのかと思います。

記者：じっくり考えたうえで、リノベーションしたほうが良いという声が大きく占めてきているということですか。

市長：じっくり考えてというよりは、一日も早く。そういう段階に今きていると思います。

記 者：伊賀市議会は南庁舎を解体すべきという決議をしていますが、市長はその決議はまだ有効であると思っていますか。

市 長：決議は意見の表明ですから、そのワンイニングだと思っています。しかも、先日の評決では、賛成と反対が拮抗してきたことから、実際の考えの中身についても、そういう以前の中身のものではなくなっていると思います。

2. 3月議会提出議案について

平成31年第1回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署
25	伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例の制定について	<p>【制定理由】障害者基本法第11条に基づき策定した「第3次伊賀市障がい者福祉計画」が平成32年度で終了することから、平成33年度からの新たな計画を策定するため、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を設置することに伴い制定する。</p> <p>【条例の内容】委員会の設置、所掌事務、組織、委員の任期等について規定する。</p> <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	障がい福祉課
26	伊賀市支所設置条例の一部改正について	<p>【改正理由】分散していた本庁機能を新庁舎に統合したことに伴い、勤務する人員が減少した阿山支所及び大山田支所について、支所機能をそれぞれ阿山保健福祉センター及び大山田福祉センターに移転し、施設の維持管理経費の縮減を図るため改正する。</p> <p>【改正内容】阿山支所の位置を「伊賀市馬場 1128 番地1」に、大山田支所の位置を「伊賀市平田 656 番地1」に改める。</p> <p>【施行期日】平成31年7月1日</p>	総務課
27	伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】職員の懲戒処分について、処分の中で最も重い免職と、次に重い停職の中で、最も重い処分との間に大きな隔たりが生じないようにすることにより、より妥当性のある懲戒処分が行えるよう改正する。</p> <p>【改正内容】停職の期間を「1日以上6か月以下」から「1日以上1年以下」に改める。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	人事課
28	菘虫庵条例及び芭蕉翁記念館条例の一部改正について	<p>【改正理由】平成30年4月からの運営形態の変更に伴い、菘虫庵及び芭蕉翁記念館の共通入館券の発行を中止しているが、再度共通券を発行し、集客向上を図るため改正する。</p> <p>【改正内容】別に定める施設との共通券を利用する者は、観覧料及び入館料をそれぞれ300円から250円に減額することを規定する。</p>	文化交流課

		<p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蕨虫庵条例 ・ 芭蕉翁記念館条例 <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	
29	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <p>①老朽化の著しい上野運動公園プールは、民間を含めた他の施設で対応が可能であり、国民体育大会等に向けた施設整備を進めるため解体の必要があることから、体育施設の規定から削除するため改正する。</p> <p>②老朽化の著しい青山北部公園運動施設を、当該地域の複合施設の建設を進めるため解体の必要があることから、体育施設の規定から削除するため改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①上野運動公園プールの設置規定を削る。</p> <p>②青山北部公園運動施設の設置規定を削る。</p> <p>【施行期日】</p> <p>①平成31年7月1日</p> <p>②平成31年10月1日</p>	スポーツ振興課
30	伊賀市地区市民センター条例の一部改正について	<p>【改正理由】経年劣化が著しい河合地区市民センターを、阿山支所の移転に合わせ、阿山保健福祉センターへ移転するため改正する。</p> <p>【改正内容】河合地区市民センターの位置を「伊賀市馬場1128番地1」に改める。</p> <p>【施行期日】平成31年7月1日</p>	阿山支所振興課
31	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】民家を借用し開設している柘植放課後児童クラブを柘植小学校余裕教室へ移転するため、また、新居放課後児童クラブの位置の表記が誤っていたため改正する。</p> <p>【改正内容】柘植放課後児童クラブの位置を「伊賀市柘植町2343番地」に、新居放課後児童クラブの位置を「伊賀市東高倉2055番地」に改める。</p> <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	こども未来課
32	大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】大山田支所の移転に伴い、貸館内容を改めるため改正する。</p> <p>【改正内容】別表から「交流室」及び「自主活動室（和室）」を削除し、「会議室」を加える。</p> <p>【施行期日】平成31年7月1日</p>	大山田支所住民福祉課
33	伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部改正について	<p>【改正理由】農林関係土木事業分担金について、新規事業の実施及び一部事業の分担金割合の見直しのため改正する。</p> <p>【改正内容】土地改良施設維持管理適正化事業に係る分担金を「事業費の100分の20」から「事業費の100分の21.25」に改めるとともに、新規事業の項目を加える。</p> <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	農村整備課

34	伊賀市法定外公共物管理条例の一部改正について	<p>【改正理由】伊賀市道路占用料条例の規定を準用することとしている法定外公共物の使用料について、同条例に定めのない事項についても使用料を徴収できることとするため改正する。</p> <p>【改正内容】使用料の規定に伊賀市道路占用料条例に定めのないものについては、伊賀市行政財産目的外使用料条例の規定を準用する旨のただし書を追加する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	農村整備課
35	伊賀市火災予防条例の一部改正について	<p>【改正理由】消防庁よりなされた違反対象物に係る公表制度の実施についての通知に基づき、消防法令に関する重大な違反のある人命危険の高い防火対象物について、法令違反の内容を公表できるようにするため改正する。</p> <p>【改正内容】防火対象物の消防用設備等の状況の公表について規定する。</p> <p>【施行期日】平成32年4月1日</p>	消防本部予防課
36	伊賀市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】市庁舎の建設及び整備に必要な財源を確保するために庁舎建設基金を設置していたが、本庁舎の完成により庁舎建設基金の目的を達成したため廃止する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	管財課
37	栄楽館の設置及び管理に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】平成5年に寄贈を受け、平成7年から長く生涯学習施設として活用してきた栄楽館を公共施設最適化計画に基づき、賑わい創出のための施設として転用を進めるため廃止する。</p> <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	生涯学習課
38	伊賀市農業共済基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】平成29年3月31日で、伊賀市・名張市広域行政事務組合から三重県農業共済組合に農業共済に係る事務が引き継がれ、昨年3月31日に伊賀市・名張市広域行政事務組合の事務精算が完了し、昨年9月議会で決算が認定されたことから農業共済基金を廃止する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	農林振興課
39	伊賀市食肉センター設置条例の廃止について	<p>【廃止理由及び内容】伊賀市食肉センターの業務を廃止することに伴い廃止する。また、附則で、伊賀市食肉センターの廃止に伴い、改正が必要となる3条例について改正する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例 ・伊賀市特別会計条例 ・伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例 <p>【施行期日】平成31年4月1日</p>	農林振興課
40	工事請負契約の締結について	<p>【提案理由】さくらリサイクルセンター中継設備等設置工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>【内容】契約金額：205,200,000円</p>	さくらリサイクルセンター

		契約の相手方：兵庫県神戸市東灘区向洋町東2丁目2番4号 大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄	
41	財産の無償譲渡について	【提案理由】財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。 【譲渡施設】福川公民館	青山支所振興課
42	権利の放棄について	【提案理由】伊賀市社会福祉協議会に対して出資した出捐金を地域福祉事業等の財源に充当するため権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。 【権利放棄する金額】100,000,000円 【相手方】 伊賀市上野中町2976番地の1 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 会長 福壽 勇	医療福祉政策課
43	訴え提起前の和解の申立てについて	【提案理由】未払の住宅新築資金貸付金の請求について、訴え提起前の和解の申立てをしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。	債権管理課
44	損害賠償の額を定め、和解することについて	【提案理由】平成30年4月20日午後4時5分頃、伊賀市四十九町地内の国道422号上で、市職員が公用車を運転中に起こした自動車事故により、当時76歳の女性を死亡させたことに関し、損害賠償の額を定め、被害者の相続人と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。 【損害賠償額】35,587,535円	総務課
45	損害賠償の額を定め、和解することについて	【提案理由】平成27年7月15日から16日にかけての台風12号の影響により、川上ダム建設に伴う代替施設として建設中の「生産管理用道路」（林道）開設工事の平成26年度整備済み箇所から北東に約180m（高低差90m）離れた下流にある中部電力阿保水力発電所の導水路に土砂が流出し、発電を停止させたことに関し、損害賠償の額を定め、中部電力株式会社と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。 【損害賠償額】2,200,000円	農村整備課
46	指定管理者の指定について	【提案理由】指定管理期間が満了する伊賀市勤労者福祉会館について、平成31年4月からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。	商工労働課
47	辺地に係る総合整備計画の策定について	【提案理由】諏訪地域において、平成31年度からの辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。 【計画内容】平成31年度に、地区市民センターの整備を実施する。	総合政策課

主な質疑応答

【議案第 39 号 伊賀市食肉センター設置条例の廃止について】

記者：食肉センター廃止に伴う対策として、JAいがふるさとが建てる場所は、伊賀市の土地でよろしいですか。

農振振興課：はい。地方創生拠点整備交付金を補助金とし、対象となる公共的団体は、食肉センターの組合員であるJAいがふるさとが建設する方向で調整しております。加工できる場所と冷蔵庫を設置したものを建てることで進めております。

【議案第 44 号 損害賠償の額を定め、和解することについて】

記者：職員の死亡交通事故の損害賠償額は、市が支払うのですか。

総務部長：保険会社です。

記者：お金の流れとしては、公務中の職員の事故であったため、市が加入している保険会社が払うので、予算ではないが、議決がいるということですね。

総務部長：そうです。損害賠償の額を定めるということと、和解することの両方に議決が必要です。

記者：お金の流れとしては、保険会社からご遺族ですが、「損害賠償をこの額にします。」「和解します。」ということを当事者が市のため、議会の議決がいるということですね。

総務部長：公務中の公用車のため、市が払う責任があるものということです。